

新型コロナウイルス感染症・ 自然災害からの脱却に係る要望

令和5年（2023年）6月

熊 本 市

熊本市政の推進にあたり、日頃から御理解、御高配を賜り深く感謝申し上げます。

未曾有の災害となった「平成28年熊本地震」から7年が経過する中、本市では、被災した方々の生活再建を最優先に、復興を下支えする地域経済の活性化や防災、減災のまちづくりなど、復旧・復興の加速化と未来への礎づくりに全力で取り組んでまいりました。

国におかれましても、発災当初からこれまで、被災者の生活支援に係る迅速な対応をはじめ、国庫補助制度の創設や拡充等、被災自治体の財政負担軽減のために様々なご支援を頂いたところです。

この結果、がけ崩れ等で被害を受けた宅地の復旧工事が令和三年度で全事業が完了したほか、液状化被害を受けた地区の対策工事についても、昨年度末にすべての地区の本体工事が完了するなど、復旧・復興は着実に進んでいると実感しております。

また、国内における感染確認がされて以降、本市へも深刻な影響を与えていた新型コロナウイルス感染症については、本年5月8日から感染症法上の位置付けが変更され、新たな局面を迎えたところです。

本市においても引き続き感染症対策に注力するとともに、本市が目指す「上質な生活都市」の実現に向け、こどもを核としたまちづくりの推進はもとより、TSMC進出を好機とした都市基盤整備など、国の動きに呼応した取組も積極的に展開していく必要があると考えております。

国におかれましては、本市が取り組む各種施策の推進に是非とも御理解をいただき、令和6年度予算編成等に向けて、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和5年（2023年）6月

熊本市長 大西一史

新型コロナウイルス感染症・自然災害からの脱却に係る要望

- ・ 早期の罹災証明書交付を可能にするための住家被害認定調査におけるデジタル化等の推進 【内閣府】 … P 1
- ・ 災害時の外国人支援経費に係る国庫負担の明確化 【内閣府】 … P 3
- ・ 被災者の生活再建・住まい確保に向けた財政支援等 【内閣府】 … P 5
- ・ 災害援護資金貸付制度に対する支援 【内閣府】 … P 7
- ・ 熊本地震後の児童生徒の心のケアに対する財政支援 【文部科学省】 … P10
- ・ 熊本城の復旧・復興に対する支援 【文部科学省・国土交通省】 … P12
- ・ 文化財（未指定を含む）の復旧に対する財政支援 【文部科学省】 … P14
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する国産ワクチンの早期実用化 【厚生労働省】 … P16
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施 【厚生労働省】 … P18
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報の積極的発信 【厚生労働省】 … P19
- ・ 被災ノリ養殖施設の復旧に対する制度創設等 【農林水産省】 … P20
- ・ 宅地復旧に必要な支援の継続 【国土交通省】 … P22
- ・ 被災マンションの建替えに必要な支援の継続 【国土交通省】 … P24
- ・ 防災行政無線の整備等に対する財政支援 【国土交通省・総務省】 … P26
- ・ 白川改修事業・立野ダム建設事業の促進 【国土交通省】 … P29
- ・ 下水道事業に必要な予算額の確保等に対する支援 【国土交通省】 … P31

早期の罹災証明書交付を可能にするための 住家被害認定調査におけるデジタル化等の推進

【内閣府】

提案・要望内容

- 1 災害発生時に、早期の罹災証明書交付により被災者への各種支援策に速やかに着手するため、また、広域災害時に、自治体間で迅速かつ効果的に応援・受援を図るため、国において、住家被害認定調査システムを搭載した被災者支援システムの標準化を、早期に実現していただきたい。

現 状

- 被災者の一日も早い生活再建のために、罹災証明書の早期の交付が求められているが、災害の規模によっては、その前提となる住家被害認定の一次調査に、多大な労力と時間を要している。
- 住家被害認定調査に紙の調査票を使用しているため、調査時の記入だけでなく、調査後の判定結果算出作業や調査票等のデータ取り込みにも、多くの労力と時間を要している。
- 国においては、マイナンバーカードを活用して被災者支援手続のオンライン申請や罹災証明書のコンビニ交付が可能な「クラウド型被災者支援システム」を提供されているが、住家被害認定調査システムは搭載されておらず、民間ベンダのシステムと連携する仕様となっている。

課 題

- 住家被害認定調査を効率化・迅速化するため、スマホやタブレット等のモバイル端末を活用し、現場で入力した記録を基に即時に調査結果が算出され、被災者支援システム等に保存できる調査手法（住家被害認定調査のデジタル化）を推進する必要がある。
- 自治体ごとに、操作方法や業務フローの異なる被災者支援システムを導入しているため、大規模災害発生時の自治体間連携に支障が生じる場合があることから、より迅速で効果的な応援・受援を実現するために、国において住家被害認定調査システムを搭載した被災者支援システムの標準モデルを構築することが望ましい。

災害時の外国人支援経費に係る 国庫負担の明確化

【内閣府】

提案・要望内容

- 1 災害時の外国人の方向けの各種支援（多言語化対応、ハラル、コーシャー等の方への食事対応、通訳・翻訳の人員配置等）を、要配慮者に対する支援として災害救助法事務取扱に追記していただき、当該経費が国庫による負担になることを明確化することにより、各自治体が積極的に災害時の外国人支援に取り組めるようにしていただきたい。

現 状

- 平成28年熊本地震発生の際に外国人避難対応施設として国際交流会館を避難所として開設し、外国人の方向けに、言語や食事等に配慮した被災者支援を行った。
- 上記の経験を踏まえて、地震後、熊本市地域防災計画において「外国人に対する対策」を新たに追加し、国際交流会館を「外国人避難対応施設」として位置付けるとともに、外国人への情報提供等、関係各所との連携及び大規模災害時の対策について定めたところ。

課 題

- 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく「要配慮者」については、災害救助法事務取扱要領において、避難所での対応等について特別な配慮が求められている。

- 外国人については、これまでの教育・訓練などで蓄積された災害に関するストック情報が不足している恐れがあり、また、災害発生時に提供されるフロー情報について日常的に聞きなれない日本語情報などを適切に理解できない恐れがあることから、特に言語に関して、特別な配慮が必要な要配慮者に該当する。その他、避難所での生活などにおいて宗教上の特別な配慮が必要となる可能性がある。
- 一方で、現行の災害救助法事務取扱要領には、高齢者や障がい者の要配慮者に対する避難所の設置、運営等に係る取扱いは記載されているものの、外国人に対する具体的な取扱いについては明記されていない。
- そのため、災害時に必要な外国人支援に係る経費が災害救助費国庫負担金から支出されるかどうかは明確に判断できず、避難所で必要な配慮などについて迅速な対応ができない可能性がある。
- 本市の在住外国人数は年々増加傾向であり、予防期の啓発活動等を含めて、災害時の外国人に対する対策の更なる推進の重要性が高まっている。

被災者の生活再建・住まい確保に向けた財政支援等

【内閣府】

提案・要望内容

- 1 被災者生活再建支援制度について
 - ・半壊世帯及び一部損壊世帯も支援金の支給対象としていただきたい。
 - ・宅地復旧に関しても支援の対象とする新たな制度を創設していただきたい。

現 状

- 平成 28 年熊本地震では多数の住宅被害が発生し、復旧に相当の費用を要したが、現行の被災者生活再建支援制度は、令和 2 年法改正後も、中規模半壊に至らない半壊(解体世帯を除く)や一部損壊の住宅被害に関しては支援の対象外となっている。
- また、本市が行った被災者へのアンケートの結果、宅地に被害が生じた世帯のうち、7 割を超える世帯が復旧工事を要するものの、現行制度では、支援の対象外となっている。

課 題

- 今後も地震等による同様の被害が想定されるところ、中規模半壊に至らない半壊や一部損壊世帯の住宅被害及び宅地被害も復旧には相当の費用を要するため、迅速な住宅再建の大きな障害となることから、新たな支援制度の創設が必要である。

参考1 罹災証明書（住家の交付状況（2022年12月末時点））

全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	計
5,764件	8,972件	38,964件	82,985件	136,685件

参考2 現行の支給対象及び支給額

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

	基礎支援金	加算支援金		計
	（住宅の被害程度）	（住宅の再建方法）		
①全壊 （損害割合50%以上） ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊 （損害割合40%台）	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊 （損害割合30%台）	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

災害援護資金貸付制度に対する支援

【内閣府】

提案・要望内容

- 1 災害援護資金の借受人は、被災後の生活を再建するため、やむを得ず当該制度を利用した者であり、約定通りの返済が困難な者が償還者のなかにみられる。熊本地震の被災者に対しても、償還期間の延長や免除規定の緩和を認めていただきたい。
- 2 東日本大震災や平成 28 年熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨等、近年大規模な災害が全国的に発生している状況である。被災地の復興が円滑に進むよう、全国的な制度として被災自治体をより支援する仕組みとしていただきたい。

現 状

- 熊本地震においては、559 件、総額約 9.4 億円の災害援護資金の貸付を行った。
- 熊本地震から 7 年が経過した現在においても、失業や長期間の加療等により、依然として生活困窮の状況から抜け出せず、新型コロナウイルス感染症の影響も重なり令和 4 年 12 月末時点で、返済中 383 件のうち 197 件に滞納がある状況である。
- 東日本大震災では、特例により、借受人が償還期間満了後に、無資力かつ償還できる見込みがない場合において免除が可能とされているが、熊本地震については認められていない。
- 利子については、平成 31 年 4 月に通常 3%の利子を、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は 1.5%に引き下げた。

参考1 現行の災害援護資金貸付制度

項目	通常	東日本大震災特例
貸付制度の償還期間	10年 (うち据置期間3年)	13年 (うち据置期間6年)
貸付金の国への償還期間	11年	14年
免除規定	借受人の死亡・重度障害 ・自己破産となった場合 で、連帯保証人に支払い能力がない場合に限定	左記に加え、借受人が償還期間満了後に、無資力かつ償還できる見込みがない場合も免除可能
事務費	・被災者である借受人からの利子で賄う	

課題

- 借受人の中には低所得世帯も含まれ、返済が困難な世帯や支払猶予を求める世帯が存在し、10年の償還期間では返済できないケースが見込まれる。
- 生活困窮を理由とした免除が熊本地震について認められておらず、柔軟な対応ができる仕組みとはなっていない。
- 貸付原資の3分の2は国庫貸付金であり、国への償還期間最終年度において未回収の貸付残高は、被災自治体が一般財源から支出して返済することとなっており、被災自治体の財政を圧迫する恐れがある。
- 償還に係る事務費についても、被災者である借受人から得る利子の範囲内で賄うことになっているため、不足が生じた場合、同じく被災自治体が負担することになる。

参考2 熊本地震における本市の貸付・償還状況

(令和5年2月末時点)

貸付数	貸付金額	未償還額 (元金)	滞納率 (貸付数ベース)	利子総額
559件	942,564千円	399,426千円	53.7%	67,140千円

※仮にこのままの償還状況で推移すれば、未収額が約53,000千円となり、それを本市が一般財源から追加で支出することとなる。

参考3 償還に係る事務費の見込額等

●10年間の事務費【見込額】 … 約118,605千円

職員	会計年度任用職員	需用費・役務費	システム経費
68,322千円	30,238千円	744千円	19,301千円
※延べ10名	※延べ11名	※実績・予算ベース	※実績

●事務費歳入額【見込額】 … 約57,500千円

※これまでの償還状況のまま推移すると仮定した場合

熊本地震後の児童生徒の心のケアに対する財政支援

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 被災児童生徒の心のケアのため、今後も引き続き、現行の補助制度による財政支援を継続していただきたい。

現 状

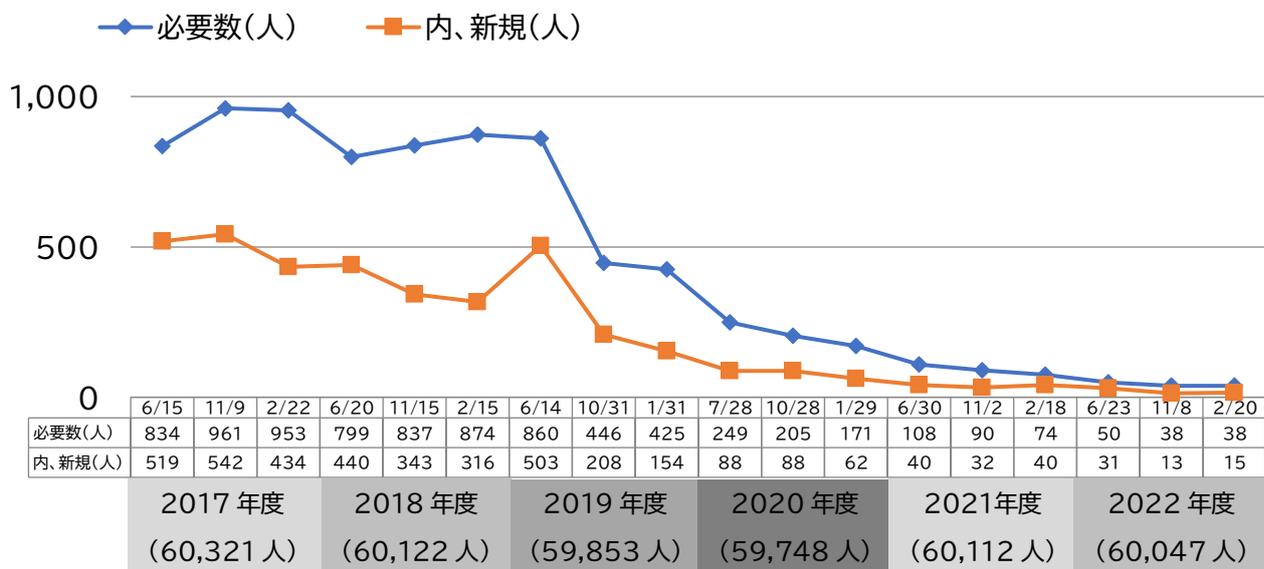
- 平成28年熊本地震以降、被災児童生徒の心のケアに係る費用については、全額国庫補助による財政支援を受けている。
- 平成28年熊本地震以降、カウンセリングが必要な児童生徒数の調査を継続して行っており、時間の経過とともにその数には減少傾向が見られるが、令和4年度（2022年度）の調査においてもカウンセリングが必要な児童生徒が38人確認されている。

課 題

- 今後も、不安を抱える児童生徒への適切な対応を継続し、児童生徒の心の安定を図る必要がある。

参考1 熊本地震に伴うカウンセリングが必要な児童生徒数の調査結果

(対象：熊本市立小中学校の全児童生徒)



参考2 総事業費

〈2016年度〉 約 101,400 千円
 〈2017～2018年度〉 約 22,000 千円×2 カ年 = 約 44,000 千円
 〈2019～2020年度〉 約 15,000 千円×2 カ年 = 約 30,000 千円
 〈2021年度〉 約 7,400 千円
 〈2022年度〉 約 3,700 千円

計 約 1.9 億円

熊本城の復旧・復興に対する支援

【文部科学省・国土交通省】

提案・要望内容

- 1 熊本城の復旧・復興に向けて、現行の補助率の嵩上げによる財政支援を継続していただきたい。
(文部科学省〈重要文化財建造物〉 補助率 85%⇒90%、
〈特別史跡(石垣、復元建造物)〉 補助率 70%⇒75%、
国土交通省〈都市災害復旧事業〉 補助率 2/3⇒0.783)
- 2 令和5年(2023)年3月に改定した「熊本城復旧基本計画」の着実な推進に向けた復旧事業費の確保について、引き続き支援をお願いしたい。
- 3 復旧・復興に係る現地指導や会議への出席、文化庁内に設置されている熊本城復旧総合支援室の継続など、人的・技術的支援についても、現行どおり継続していただきたい。

現 状

- 平成30年(2018年)3月に策定し、令和5年(2023年)3月に改定した熊本城復旧基本計画に基づき、文化財的価値の保全とともに、計画的・効率的な復旧と戦略的・効果的な公開活用に取り組んでいる。

課 題

- 熊本城復旧基本計画の推進を図るためには、計画期間(～令和34年(2052年)度)中の継続した財政支援と予算額の確保が必要である。
- 重要文化財建造物や石垣などの復旧には高い専門知識と技術を持った人材が継続して必要である。

参考1 現行の補助制度

所管	補助メニュー	補助率	支援対象
文化庁	重要文化財修理、防災、公開活用事業費	90% (85%)	重要文化財建造物
	史跡等総合活用整備事業費、重要文化財等防災施設整備事業費	75% (70%)	特別史跡（石垣、復元建造物）
国交省	都市災害復旧事業	78.3% (2/3)	再建・復元建造物 （天守閣・本丸御殿・飯田丸五階櫓） 熊本城公園施設 （便益施設・管理施設）

※激甚災害に係る復旧事業として、補助率の嵩上げが適用されている。（括弧内は通常の災害復旧事業に係る補助率）

参考2 令和6年度～令和10年度の復旧事業費（概算額）

単位：百万円

所管	支援対象		年度				
			R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
文化庁	重要文化財建造物	宇土櫓・続櫓	136	510	50	60	222
		平櫓			6	7	50
		源之進櫓・四間櫓・十四間櫓・七間櫓・田子櫓	168	309	282	522	
	石垣・復元建造物	石垣	1,355	1,710	1,515	1,735	2,351
		数寄屋丸二階御広間					247
		未申櫓					15
国交省	再建・復元建造物	本丸御殿			238	357	77
		長局櫓			52	77	23
		飯田丸五階櫓		150	301	301	229

※年度別の復旧事業費は概算額のため変動する可能性がある。

文化財（未指定を含む）の復旧に対する財政支援

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 国指定文化財等の災害復旧に向け、嵩上げ分を含め継続的に財政支援を講じていただくとともに、国登録文化財に対しても補助対象を工事費まで拡大していただきたい。
- 2 県・市指定及び潜在的価値を有する未指定文化財の災害復旧についての国庫補助制度を創設していただきたい。

現 状

- 平成 28 年熊本地震において、国や県、市の指定文化財や指定文化財としての潜在的価値を有する未指定文化財の多くが被災しており、これらの復旧に相当の期間と多額の経費を要している。
- 国指定文化財の災害復旧に資する国庫補助制度はあるが、文化財所有者の負担分も大きい状況にある。
- 国指定以外の文化財については、熊本県が設置した「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」による民間所有者への支援が一部あるものの、自治体をはじめ文化財所有者等の負担は過大となっている。

課 題

- 一部では未指定文化財建造物の解体も行われており、文化財の保存や復旧が進まない状況も懸念され、補助制度の拡充や創設が必要である。

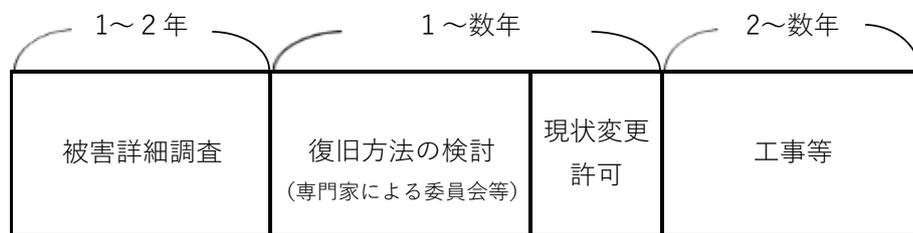
参考1 現行の支援制度

項目	現行制度
国指定文化財等への継続的な財政支援及び助成制度の拡充	補助率（うち20%が災害復旧に係る嵩上げ分） ・国指定：70～85% ・国登録：設計費等のみ70～85%
県・市指定及び未指定文化財への助成制度の創設	・県・市指定：補助制度なし ・未指定：補助制度なし

参考2 復旧中の主な文化財

- ・国指定：釜尾古墳（R14以降復旧見込）、塚原古墳群（R14以降復旧見込）、熊本城跡（R35以降復旧見込）
- ・市指定：明治天皇小島行在所（R5復旧見込）

※文化財復旧の基本的な流れ



新型コロナウイルス感染症に対する 国産ワクチンの早期実用化

【厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 将来にわたり十分な量のワクチンを安定的に供給するためにも、国産ワクチンの研究開発の支援、生産体制の強化が図られるよう、早期実用化に向けた必要な支援を強力に推進していただきたい。
- 2 国産ワクチンの承認審査にあたっては、副反応の少なさなど安全性を十分に考慮した評価とし、不活化ワクチンをはじめとした副反応に対する懸念の低い国産ワクチンを早期に実用化していただきたい。

現 状

- 現在供給されているワクチンでは、接種者によっては心筋炎やアナフィラキシーショック等の副反応が激しく生じる方がいる。
- 本人の希望に関わらずワクチン接種が適当でない方もいる。特に、小児接種については、接種後の副反応について心配されている保護者もあり、ワクチン接種を希望されないケースがある。

課 題

- ワクチンの安定供給を継続していくためには、輸入に頼らない国産ワクチンの早期実現が必要である。
- 副反応の発生頻度や症状の重さなどの問題が顕在化しており、ワクチン自体の安全性や副反応への懸念から接種を差し控えている方や若年層、小児、アレルギーを持つ方などに対して、多様なワクチン接種の選択肢を提供することが必要である。

参考1 国内で使用されている新型コロナワクチン

● コロナワクチン開発の進捗状況(国内開発)＜主なもの＞

開発企業(※1)	基本情報	取り組み状況(※2)
①塩野義製薬 感染研/UMNファーマ ※組換えタンパクワクチン	ウイルスのタンパク質(抗原)を遺伝子組換え技術で作成し人に投与	第Ⅰ/Ⅱ相試験を開始(2020年12月) アジュバントを変更した製剤による第Ⅰ/Ⅱ相試験を開始(2021年8月) 第Ⅱ/Ⅲ相試験を開始(2021年10月) 第Ⅲ相試験を開始(①発症予防効果検証 2021年12月、②抗体価の比較 2022年1月) ブースター用試験を開始(2021年12月) 青少年(12・19歳)用第Ⅱ/Ⅲ相試験を開始(2022年5月) 小児(5-11歳)用第Ⅰ/Ⅱ/Ⅲ相試験(第1期)を開始(2022年7月) 60歳以上の4回目接種に係る第Ⅱ/Ⅲ相試験を開始(2022年7月) 成人用初回免疫用・ブースター用ワクチンについて、薬事承認申請(2022年11月24日) 小児(5-11歳)用第Ⅰ/Ⅱ/Ⅲ相試験(第2期)、小児(5-11歳)用ブースター用第Ⅲ相試験を開始(2023年1月)
②第一三共 東大医科研 ※mRNAワクチン	ウイルスのmRNAを人に投与 人体の中でウイルスのタンパク質(抗原)が合成される	第Ⅰ/Ⅱ相試験を開始(2021年3月) 第Ⅱ相試験を開始(2021年11月) ブースター用試験を開始(2022年1月) ブースター用試験の第Ⅲ相試験を開始(2022年5月) 第Ⅲ相試験を開始(2022年9月) 成人向けブースター用ワクチンについて、薬事承認申請(2023年1月13日)
③アンジェス 阪大/タカラバイオ ※DNAワクチン	ウイルスのDNAを人に投与 人体の中で、DNAからmRNAを介して、ウイルスのタンパク質(抗原)が合成される	2020年6月、9月に第Ⅰ/Ⅱ相試験を開始し、その後、2020年12月に第Ⅱ/Ⅲ相試験を開始したが、期待する効果を得られず。 高用量製剤での臨床試験(第Ⅰ/Ⅱ相試験相当)を開始(2021年8月) 主要評価項目が期待する水準に至らず開発中止(2022年9月)
④KMバイオロジクス 東大医科研/感染研/基盤研/Meiji Seikaファルマ ※不活化ワクチン	不活化したウイルスを人に投与(従来型のワクチン)	第Ⅰ/Ⅱ相試験を開始(2021年3月) 第Ⅱ/Ⅲ相試験を開始(2021年10月) 第Ⅲ相試験を開始(2022年4月) 小児用第Ⅱ/Ⅲ相試験を開始(2022年4月) 小児用第Ⅲ相試験を開始(2023年1月)
⑤VLP セラピューティクス ※mRNAワクチン(レプリコンワクチン)	ウイルスのmRNAを人に投与 人体の中でウイルスのタンパク質(抗原)が合成される	第Ⅰ相試験を開始(2021年10月) ブースター用試験を開始(2022年2月) ブースター用試験の第Ⅱ相試験を開始(2022年9月) ブースター用試験の第Ⅰ/Ⅱ相試験(変異株対応ワクチン)を開始(2023年4月)

- ・ 厚生労働省 HP より抜粋し、一部加工したもの (R5.4.12 現在)
- ・ 赤枠が従来型のワクチン(不活化ワクチン)開発の進捗状況

※1 生産体制等緊急整備事業で採択された企業を掲載

※2 取り組み状況については、開発者から聞き取り

新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施

【厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種は国の負担により実施するものであることを踏まえ、特例臨時接種期間中においては、ワクチン接種体制確保に係る経費について、接種事務に携わる職員人件費も含め、地方自治体の負担が生じないように、全額国費による財政措置を継続していただきたい。
- 2 更なる追加接種の実施などの制度改正や方針の変更を行う際は、早急に詳細な情報を示していただくとともに、接種の方針決定から実施開始までは、十分に準備期間を確保していただきたい。

現 状

- これまで、ワクチン接種は、国の負担により実施するものであることを踏まえ、全額国庫負担で実施しており、円滑に実施してきた。
- また、これまでの追加接種や小児接種においては、国の方針決定時期から実施までの準備期間が十分でなかったため、接種券の発送や医療機関との調整等に支障をきたした。

課 題

- 唐突に示された、国庫補助への上限設定については、コールセンター業務や接種券の再発行・管理業務等の事務に上限を超える費用が掛かり、地方自治体に負担が生じる可能性が懸念され、円滑なワクチン接種に支障をきたすおそれがある。
- 令和 5 年秋開始接種の実施内容については、早期に示される見通しが立っておらず、準備に支障をきたしており、中長期的な接種計画の策定が困難な状況にある。

新型コロナウイルスワクチン接種に関する 情報の積極的発信

【厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 ワクチンの安全性、有効性及び副反応に関する情報について効果的な方法により十分な周知を行うとともに、接種をしない者に対する差別や偏見を生まないように配慮した情報発信を行っていただきたい。

現 状

- ワクチンは、一定の副反応が生じるものであり、接種者によっては心筋炎やアナフィラキシーショック等の副反応が激しく生じる方もいる。
- 過去にアナフィラキシーショックの経験があるなどの理由により、注射によるワクチン接種を望まない方や、心臓疾患のある方、アレルギーのある方、妊婦など、本人の希望に関わらずワクチン接種が適当でない方もいる。特に、小児接種については、接種後の副反応について心配されている保護者がおり、ワクチン接種を希望されないケースがある。

課 題

- ワクチンの安全性等に関する一方的な情報や不正確な情報が拡散すると、対象者の接種判断に不安が生じ、接種率の低下が懸念される。
- ワクチンの安全性等について、様々な世代の対象者に十分な周知を行うためには、対象者の属性に応じ、テレビ、新聞、ホームページやSNSなど、多様な媒体を用いた周知を行う必要がある。
- 接種は強制でないにも関わらず、差別的な扱いが行われることなどが懸念される。

被災ノリ養殖施設の復旧に対する制度創設等

【農林水産省】

提案・要望内容

- 1 「漁業災害補償法」に基づく漁業施設共済において、ノリの支柱式養殖施設も損害補償の対象としていただきたい。
- 2 上記制度創設までの間、自然災害等で被害を受けたノリ養殖施設の復旧に対して支援していただきたい。

現 状

- 強烈な寒波に伴う令和5年1月24日の暴風で、有明海沿岸のノリ漁場で養殖施設の支柱や網の倒壊・破損などの大な被害が発生。特に、熊本県から福岡県にかけての漁場で被害が大きく、熊本県内は全ての漁場で被害が発生。
- 熊本県内のノリ養殖施設の被害額は434,418千円、熊本市内は164,922千円と甚大。
- 漁業者は、自然災害等による生産金額の減少を補償する漁業共済（特定養殖共済）に加入しているものの、養殖施設の被害は補償の適用外。
- また、現状では漁業施設共済の対象となる養殖施設において、ノリ支柱式養殖施設（支柱・網等）の被害は補償の対象外。
- 資材価格が高騰する中、漁業者にとって被害施設の復旧は相当の負担となり、来漁期の経営継続にとって大きな障害。

課 題

- 漁業施設共済の対象にノリ支柱式養殖施設が含まれず、気候変動による自然災害の発生等のリスクが高まる中で、漁業者が自ら経営継続に備える上で制度的な限界がある。
- ノリ支柱式養殖施設（支柱・網等）の材質も向上し、長期間使用できるようになった一方で価格が上昇し、特に昨今の資材価格高騰の影響で復旧に係る漁業者の負担は増大している。

参考1 被害状況（確定値）

	資材名	数量（本）	被害額（千円）	被害額計（千円）
熊本市	支柱	5,126	51,260	164,922
	ノリ網	21,446	113,662	
熊本県	支柱	18,934	189,340	434,418
	ノリ網	46,242	245,078	



宅地復旧に必要な支援の継続

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 宅地耐震化推進事業の推進に当たり、現行の補助率の嵩上げの継続に加え、必要な予算の確保をお願いしたい。
- 2 液状化対策を効果的に推進するため、液状化対策委員会における国土交通省職員の派遣を継続していただきたい。

現 状

- 平成 28 年熊本地震では、造成地の滑動崩落や擁壁崩壊、液状化など多大な宅地被害が発生した。中でも、南区近見地区における液状化被害は約 40ha にも及ぶ広範囲であった。
- この近見地区全 8 地区のうち平成 31 年 3 月から先行して対策工事（地下水位低下工法）を行っていた 1 つの地区において工事が完了し、令和 3 年 6 月に熊本市液状化対策技術検討委員会に観測結果等を報告し、地下水位低下の完了が確認された。約 1 年間の季節変動確認を目的に経過観測を行った結果、目標水位まで 10 cm 程度達していない 2 観測地点について、観測を継続している。
- さらに、先行地区以外の 1 つの地区において、令和 5 年 3 月に熊本市液状化対策技術検討委員会に観測結果等を報告し、地下水位低下の完了が確認された。約 1 年間の季節変動確認を行っている。
- また、令和 4 年度末に、全 8 地区で本体工事が完了した。
- 令和 5 年 4 月現在、6 つの地区で地下水位低下（ポンプによる地下水の排水）を行っている。
- 上記の液状化対策工事にあたっては、国の宅地耐震化推進事業を活用しており、現在、熊本地震における特例措置として、補助率の嵩上げ（1/4⇒1/2）を講じていただいている。
- 熊本市液状化対策技術検討委員会の委員として、国土交通省（都市安

全課)の職員に就任いただいております、当委員として助言等をいただくなど、本市としても円滑に事業の推進ができています。

課 題

- 工事完了後も地下水位観測等が必要なため、国庫補助の嵩上げの継続及び予算確保が必要である。
- 宅地耐震化推進事業における液状化対策は、全国的に事例が少なく技術的な専門家が限られているため、引き続き国からの助言などが必要である。

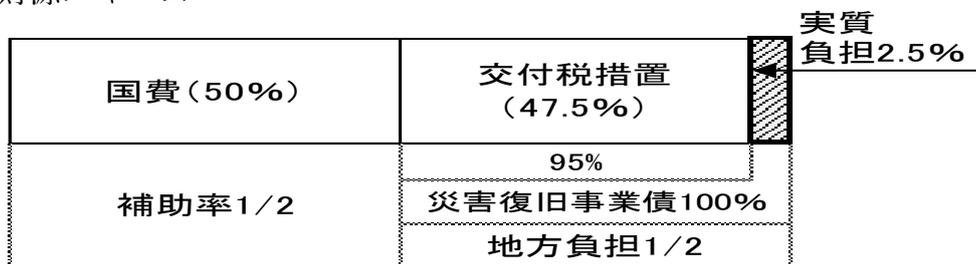
参考1 対象事業費、財源スキーム

〈令和5年度(2023年度)予算〉

宅地耐震化推進事業 264,464千円

(うち国費 132,232千円)

▼財源スキーム



※国費については、特例により嵩上げがなされている(1/4→1/2)



【液状化被害】



【液状化対策工事】



【排水ポンプ起動・集水状況】

要望担当課：都市建設局都市政策部都市安全課 TEL096-328-2900

被災マンションの建替えに必要な支援の継続

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 優良建築物等整備事業の補助率の嵩上げの継続など、被災マンションの建替えに必要な予算額を確保していただきたい。

現 状

- 熊本地震により被災したマンションで、建替えを検討している3団地のうち、建替えが完了している団地が1団地、建替えが決定し着手している団地が2団地である。
- 本市では、優良建築物等整備事業（社会資本整備総合交付金）のメニューの一つである「マンション建替えタイプ」を活用し、平成29年度より継続して支援を行っている。
- 当該整備事業については、熊本地震からの復旧に係る特例として補助率の嵩上げが適用されており、事業者（被災マンションの権利者等）の負担が軽減されている。

課 題

- 次年度以降も継続して被災マンションの建替えを円滑に進めるために、事業量に必要な予算の確保が課題である。

参考1 建替えが必要な被災マンションの状況

団地（地区）	決議	工事進捗状況等
上熊本地区	済	令和2年6月 建替え完了
保田窪地区	済	平成30年6月 上屋解体完了 (現在、再建マンションの設計内容の変更等について検討中)
西阿弥陀寺地区	済	令和4年7月 本体工事着手 令和6年8月 建替え完了予定

参考2 優良建築物等整備事業（マンション建替えタイプ）の補助率

○通常・・・・・・・・	国(1/3)	地方(1/3)	事業者(1/3)
○特例による嵩上げ・・・・	国(2/5)	地方(2/5)	事業者(1/5)

熊本地震で被災したマンション



防災行政無線の整備等に対する財政支援

【国土交通省・総務省】

提案・要望内容

- 1 令和5年度に防災行政無線の新設に係る調査設計を実施し、令和6～7年度に整備を実施することとしているため、整備経費に対する財政支援の拡充をしていただきたい。

現 状

- 本市ではこれまで、社会資本整備総合交付金及び公共事業等債を活用し、沿岸部及び山間部を中心とした津波及び土砂災害警戒区域に対する防災行政無線の整備を最大限実施してきた。
- また、令和2年7月豪雨をはじめとした全国各地における大規模水害の発生を踏まえ、市内の河川周辺地域について、防災情報伝達体制の更なる強化を検討している。

課 題

- 大規模水害を踏まえた防災行政無線の新設整備経費については、緊急防災・減災事業債により70%の交付税措置がされているが、残りの30%については一般財源により負担している。

参考1 現行の支援制度と要望内容

項目	現行	要望内容
・防災行政無線の整備経費	交付税措置 (70%)	・更なる財政支援の拡充

【現行制度における財源内訳】

<整備経費>

一般財源 30%
地方交付税措置 70%※

※緊急防災・減災事業債 (充当率 100%、交付税措置率 70%)

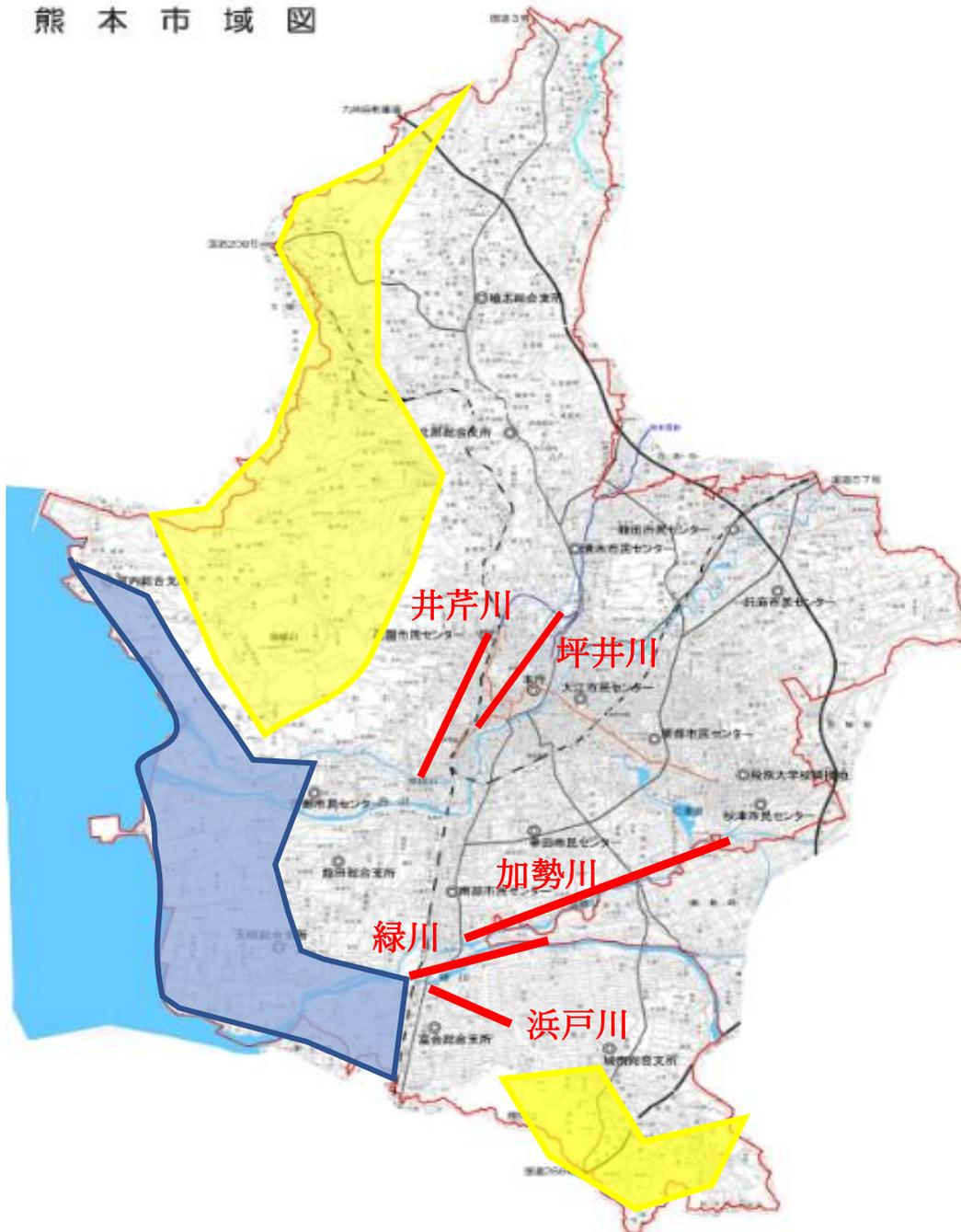
参考2 これまでの防災行政無線整備に要した経費

1,365,000 千円 (H26~H29 の 4 年間の債務負担行為)

社会資本整備交付金 補助率 1/2	一般財源 10%
	公共事業等債 70%
	(交付税算入率 20%)

- 主な対象河川
- これまで津波警戒区域内を対象に整備した地域
- これまで土砂災害警戒区域を対象に整備した地域

熊本市域図



白川改修事業・立野ダム建設事業の促進

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 白川の治水安全度向上のため、河川整備計画に沿って、立野ダムの早期完成と河道掘削や堤防の整備、固定堰群改築など横断工作物対策の着実な実施を図っていただきたい。
- 2 明午橋から大甲橋間の「緑の区間」については、地域住民等の意向を把握しながら、治水安全度を高める取組を推進いただきたい。
- 3 立野ダム建設について流域住民の方々の理解を深めるための取組を継続していただきたい。

現 状

- 白川は、阿蘇カルデラを源に阿蘇市、大津町など2市3町2村を流域とし、本市中心部を貫流する1級河川で、これまでの治水対策により治水安全度が向上してきたことで、半導体や自動車部品など九州を牽引する企業が進出してきており、経済の好循環などのストック効果が発現されつつある。
- また、明午橋から大甲橋間の「緑の区間」では、イベント等の開催によって、市民への潤い・癒し・賑わいが創出され、水辺からまちなかへ広がりを見せている。
- さらに、平成30年（2018年）8月には、立野ダムの本体工事着工を迎え、令和2年（2020年）1月には、白川河川激甚災害対策特別緊急事業の竣工と更なる治水安全度の向上を目指した河川整備計画の変更がなされている。

課 題

- 近年の局地化・激甚化する集中豪雨等による大規模災害に対応するため、白川の治水安全度の向上が喫緊の課題となっている。

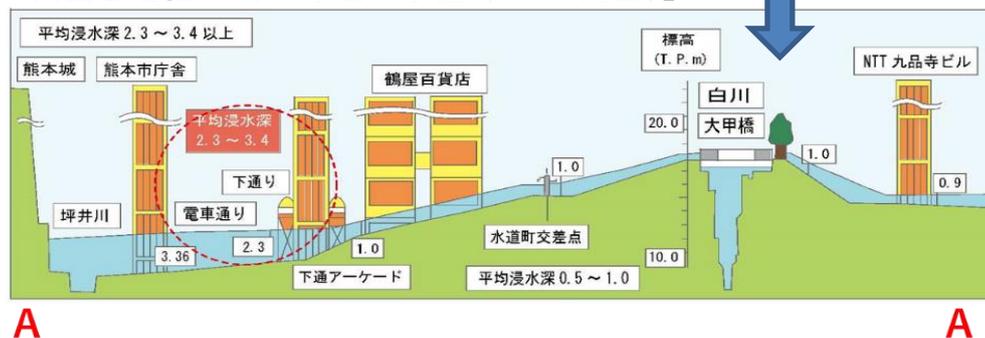
【白川流域図】



【中心市街地平面図】



【白川の断面と昭和28年の水害の水位(A-A'断面)】



下水道事業の必要な予算額の確保等に対する支援

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 下水道の機能を継続的に発揮させるため、地震対策、浸水対策など、下水道関係予算の確保に努めていただきたい。
- 2 改築需要の増大が見込まれる中、下水道が担う公共的役割を将来にわたり果たすため、必要な財源の確保と適切な支援を行っていただきたい。
- 3 浸水対策や高度処理の施設整備等、短期間に多額の投資が必要な事業について、事業費の変動に応じた柔軟な財政支援を行っていただきたい。

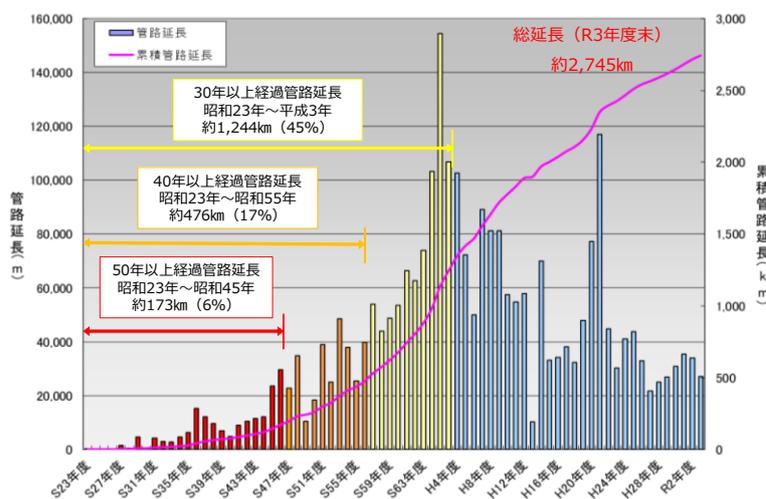
現 状

- 本市では、平成28年熊本地震や、近年、全国で頻発している浸水被害をふまえ、下水道施設の耐震化や浸水対策の取組を進めている。
- 老朽化した下水道施設は、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に改築・更新を行っているが、今後、事業費の増大が見込まれる。
- また、今後予定している雨水ポンプ場等の整備や「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」(H14.11)に基づいて「有明海流域別下水道整備総合計画」が策定され、その方針である高度処理施設の整備においては、短期間に多額の集中投資が必要となる見込みである。

課題

- 下水道事業には多くの予算が必要であり、予算確保がなされない場合、地震対策や浸水対策等、国土強靱化の取組に遅れが生じる。
- 今後増加が見込まれる老朽化対策事業について、必要な財源と適切な支援がなされない場合、公衆衛生や公共用水域の水質の悪化、道路陥没による社会経済への影響等が生じる。
- 浸水対策や高度処理の施設整備にあたっては、短期間に投資が集中することから、柔軟な財政支援がなされない場合、計画的な事業推進に影響が生じる。

参考 1 高度処理施設の整備状況および本市の下水道管路整備状況



参考2 熊本市上下水道事業経営戦略（R2～R11）における財政見通し

計画期間中に約1,129億円の投資を予定しており、その財源として約252億円の国費を見込んでいる

